

議員提出第2号

久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を  
改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年2月14日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄

賛成者 久喜市議会議員  
川辺美信  
杉野修

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を  
改正する条例

久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年  
久喜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「製造の請負」の次に「（名目のいかんを問わず、契約内容に議会の議決に  
付さなければならない工事又は製造の請負の要素を含むものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議決事項の追加に伴い、この案を提出するものであります。